

# アフガニスタン国内・外国民間投資法

偉大な慈愛溢れる神の名において

## 第1章 一般規定

### 第1条

この規定は国内および外国の民間企業投資を振興、保護するために制定された。この規定の目的は経済開発を推進し、労働市場を拡大し、国家の繁栄を向上させ、国民の生活水準を引上げ、アフガニスタンの復興のプロセスを支援することにある。

### 第2条

本法律での用語は次の通りに定義する。

投資： 投資高等委員会による承認された事業における現金、クレジット、現物、役務その他の形（特許、知的財産、商標、著作権など）の実体のある、あるいは実体のない資本。

承認事業： 本法律の下で述べられた国内または外国の人あるいは邦人による投資。

### 第3条

本法律と商法の規定に従い、有資格の国内あるいは外国の資本は、人、法人を問わず、生産あるいは役務に係わる経済部門の全てで投資ができる。

### 第4条

国内、外国、あるいはジョイントベンチャーは以下の形をとれる：

- 1 100%国内民間資本。
- 2 100%外国民間資本。
- 3 国内および外国の民間資本の任意の組み合わせ。
- 4 アフガニスタン政府と、国内あるいは外国の民間部門との間のジョイントベンチャー。

上記3番目と4番目の範疇においては、関係資本は資本割合について相互の承認を取らねばならない。

## 第5条

承認を受けた事業体は国際基準に従った会計を作成し、監査のための関係官庁に提出しなければならない。

## 第2章 調整と監督

## 第6条

投資高等委員会は投資に関する政策決定のための政府のフォーカル・ポイントとなる。委員会はまた、民間投資局を調整し、監督する。この委員会は次の委員で構成される：

- 1 商業大臣
- 2 法務大臣
- 3 外務大臣
- 4 財務大臣
- 5 計画大臣
- 6 復興大臣

商業大臣は当該高等委員会議長を務める。ある特定部門への投資案件がなされた場合、関係大臣は当該高等委員会の会合に招致されなければならない。もし必要なら、大統領が高等委員会の構成を修正することができる。

## **第7条**

高等委員会は民間部門のために各年任期で2つの議席を与えなければならない。初年については商業会議所が彼らの代表を選出する。その後は投資家（複数）が高等委員会に対して彼らの代表の選出に関する新しい見直し方法をとることになる。

## **第8条**

この法律の諸規定を実行するため、民間投資局を商業省下に設ける。この局の権限、任務、組織は高等委員会により承認を受けた規則により規定されるものとする。

## **第9条**

第8条に言う民間投資局長は高等委員会事務局員を務めねばならない。

## **第10条**

高等委員会は事務局を設ける。

### 第3章 承認を受けた事業体の利益、免除、および義務

#### 課税

##### 第11条

政府は次の課税を免除することができる。

短期：ライセンス付与日から4年間、あるいは生産開始日から3年間、  
いずれか早い方を適用して課税免除。

中期：ライセンス付与日から6年間、あるいは生産開始日から5年間、  
いずれか早い方を適用して課税免除。

長期：ライセンス付与日から8年間、あるいは生産開始日から7年間、  
いずれか早い方を適用して課税免除。

期間満了延期を必要とする投資については、高等委員会は、普遍的な基準を細心に考慮した上で、例外的に期間延長に同意することができる。

##### 第12条

普遍的な基準を細心に考慮した上で、民間投資局は個別の投資が第11条にある3つの範疇のいずれにあたるかを定めることとする。

#### 関税

##### 第13条

承認した事業体の生産物は生産開始から4年間、いかなる輸出関税や輸出税からも免除される。

#### 土地の貸与

##### 第14条

外国投資家は、(第11条で述べられた)短期、中期、または長期の彼らの

事業認可分類に従い、それぞれ 10 年間、20 年間、あるいは 30 年間、不動産の貸与を受けることができる。土地の貸与はプロジェクトの実施が条件となる。高等委員会は必要で正当な理由があれば、貸与期間を延長できる。

## **資本と利益の移転**

### **第 15 条**

民間投資家は彼らの資本と利益を（アフガニスタン国外に）移す権利を持つ。

## **売却**

### **第 16 条**

民間投資家は彼らの法的会計処理が終わり高等評議会から同意を得た上で彼らの企業体を売却する権利を有する。

### **第 17 条**

資本と売却代金は国外に移転できる。

## **株の買い付けと売却**

### **第 18 条**

認可を受けた、外国人所有の企業体はその株式をアフガニスタン国民あるいはアフガニスタン政府に売却できる。

### **第 19 条**

承認された企業体において投資家による特許や商標や私有情報の購入、売却、使用は法的な合意書に従って実行されることとする。

## **金融へのアクセス**

### **第 20 条**

アフガニスタンでの投資を推進するため、全ての投資家は、外国人、内国人を問わず、外貨環状の開設、借入れや信用の受け入れを含むアフガニスタンで金融上の便宜を使う権利を有する。

## **第 21 条**

可能な限り、民間投資家は資格のある技術を持つアフガン人を雇用し、同様に彼らの技術的、専門的能力開発を延ばすよう支援することが奨励される。

## **第 4 章 その他規定**

### **差し押さえと収用**

#### **第 22 条**

国内あるいは外国投資について、必要な法的手続きや、適正な段階までの判決による裁判所の命令がない限り国は差し押さえや収用の権利を持たない。

#### **第 23 条**

外国や国内投資の収用は、公共の利益の安全を図る目的にのみ認可される。その場合、収用の前に、その時点での時価、あるいは国際的に名前のある企業による査定評価を基準にして当該投資に対して補償を支払わなければならない。

#### **第 24 条**

民間投資家は収用の結果として政府から受け取った資金を課税されることなく移転できる。

もし、収用対象となった企業体が異議を申し立てる場合は、高等委員会に頼る権利を有する。委員会は彼らの問題解決に適切な方策を取ることがで

きる。

## **この法律で対象とならない部門**

### **第 25 条**

パイプライン建設、通信インフラ、石油・ガス・鉱物、ならびに重工業はこの法律の規定から除外される。これら部門での投資は別途の法令で定める。

## **紛争の解決**

### **第 26 条**

外国・国内投資家と、投資局や政府当局との間の紛争は友好的に、この法律の規定と事業体関連の文書を理解し尊重することで解決する。

もし紛争がこの方法で解決されない場合は双方は 1965 年 3 月 18 日のワシントン仲裁規則の規定、あるいは国連国際商事裁判法によって紛争を解決する。

### **第 27 条**

これらの国際協定や関連の判断に基づく決定は採集であり、双方はその最終決定を受け入れる義務を負う。

### **第 28 条**

この法律の執行にあたり、イスラム太陰暦 8/2/1422 H.Q.付けの投資法の枠内で創られた投資局は廃止されたものと見なされる。高等委員会は現在の当該局に従う形でプロジェクトに関する対策をとることとする。

### **第 29 条**

この法律が国内や外国投資に関する現存の諸法規の規定と不一致を生じる場合は、この法律の規定が優先される。

### 第 30 条

国家元首による執行としてこの法律は官報に告示され、これによりこの法律は施行される。イスラム太陰暦 8/2/1422 H.Q.付け官報 797 号で告示された「民間外国および国内法」は無効となる。

- 1 ヘダーヤト・アミン・アルサラ副大統領（署名）
- 2 Dr.アシュラフ・ガーニー・アフマドザイ財務相（署名）
- 3 Dr.アブドゥッラー外相（署名）
- 4 アブドゥルラヒーム・キャリーミー法務相（署名）
- 5 ミール・モハンマド・アミン・ファルハング復興相（署名）
- 6 サイエド・モスタファ・カーゼミー商業相（署名）
- 7 Eng.ジョマ・モハンマド・モハンマディー鉦山・工業相（署名）
- 8 Prof.アスガル・ペイマーン計画省次官（署名）
- 9 Prof. Dr.カーセム・ファズィーリー大統領府法務顧問（署名）

出典: Ministry of Foreign Affairs of Afghanistan.

<http://www.afghanistan-mfa.net/investment.html>